お知らせ

平成24・25年度 小規模工事登録申請の随時受け付け

契約検査課（☎(27)2713）

小規模工事登録制度は、小規模業者（建設業許可を持たない業者を含む）の受注機会の拡大を主な目的とした制度です。契約の対象は、130万円以下の工事、50万円以下の修繕・役務委託（剪定・除草）で履行が容易な物件です。

市が行う小規模工事などの契約を希望する業者で、まだ登録が済んでいない業者の登録申請を、随時受け付けています。ただし、平成24・25年度入札参加資格審査申請をしている業者は登録できません。詳しくは、契約検査課ホームページに掲載している「申請の手引き」を確認してください。

児童手当の現況届を忘れずに

児童家庭課（☎(27)2750）

平成24年4月から「子ども手当」は「児童手当」に名称が変わりました。

現在、児童手当を受給している人は、受給要件の確認のため、6月中に「児童手当現況届」の提出が必要です。この届け出がないと、6月分以降の児童手当が受けられなくなります。

対象者には6月中旬までに通知書を送付します。内容を確認の上、届け出をしてください。

傍聴しましょう 教育委員会定例会

教育委員会総務課（☎(27)2785）

期日　6月28日（木）

時間　午後2時

会場　市役所北館4階会議室

定員　7人（先着順）

申し込み　6月28日（木）午後1時30分から1時50分までに直接会場へ

危険物安全週間

消防本部予防課（☎(25)3311）

●平成24年度推進標語

【危険物　めざせ完封　ゼロ災害】

6月3日（日）から9日（土）までは危険物安全週間です。ガソリン、灯油などの石油類をはじめとする危険物は、自動車・ストーブの燃料、化粧品の原料などに利用され、私たちの生活に欠かせないものとなっています。

これらの危険物は、取り扱いや管理を怠ると火災や事故を引き起こすことがあり、非常に危険なものです。取り扱いには次のことを心掛けましょう。

- 危険物のそばでむやみに火気を使用しない
- 危険物周囲の整理および清掃を行い、不必要な物を置かない
- 危険物を入れる容器は破損・腐食がないものを使用し、転倒・落下に注意し、引きずるなどの行為をしない
- 地震などによる転倒や落下、落下物などで、危険物の容器が損傷しないようにする

危険物を取り扱う事業所では、危険物の取り扱いに関する安全を確保し、従事者に対する教育を徹底しましょう。保安体制を確立し、事故のない安心・安全な社会を築きましょう。

（仮称）伊勢崎市暴力団排除条例の骨子（案）パブリックコメントの結果を公表

安心安全課（☎(27)2706）

（仮称）伊勢崎市暴力団排除条例の骨子（案）に関するパブリックコメント手続の結果を公表しています。公表資料は、安心安全課・市民情報コーナー（市役所・各支所）にあります。市ホームページにも掲載しています。

住宅用火災警報器　点検と手入れを

消防本部予防課（☎25－3311）

住宅用火災警報器が適切に機能するためには、日頃の維持管理が重要です。いざというときに住宅用火災警報器がきちんと働くよう、点検と手入れをしておきましょう。

●定期的に作動点検を

取扱説明書を確認し、年に一度は作動点検をしましょう。

●汚れていたら

住宅用火災警報器にほこりなどが付くと、火災を感知しにくくなります。乾いた布などで汚れを拭き取りましょう。

●電池交換を忘れずに

住宅用火災警報器には、電池が切れそうになった時、音や光で知らせてくれる機能があります。忘れずに電池を交換しましょう。

※住宅用火災警報器本体も、センサーなどの寿命により交換が必要になる場合があります。取扱説明書などで確認してください

住宅用火災警報器を無料で設置します

一人暮らしの高齢者に、住宅用火災警報器を無料で給付・設置します。

対象　次の全ての条件を満たす人

- 6月1日現在、65歳以上で一人暮らしの人
- 持ち家に住んでいる人
- 市・県民税が非課税の人

※以前この事業を利用して設置した人は除きます

申し込み　6月25日（月）までに、お住まいの地区の民生委員・児童委員へ

問い合わせ　高齢福祉課（☎27－2752）・各支所住民福祉課

絆の郷 休館

絆の郷は6月1日（金）から全館休館します。市民交流館およびスポーツ交流館については耐震補強工事を、円形交流館については解体・改築工事を行います。

貸し出し再開の時期などは、決まり次第、本紙および市ホームページでお知らせします。

問い合わせ　市民活動課（☎20－3367）

休日の漏水などの連絡先

竜宮浄水場（☎24－1760）または下記の水道指定工事店へ連絡してください。

次の地域の連絡先は、以下のとおりです。

●境島村の利根川右岸地域（本庄市給水区域）
＝本庄市水道課（☎0495－22－2151）

●境平塚の利根川右岸地域（深谷市給水区域）
＝深谷市水道工務課（☎048－574－6661）

- 6月16日（土）　亀田建設　☎62－1852
- 6月17日（日）　豊鉄水工業　☎32－1526
- 6月23日（土）　小倉設備興業　☎25－2915
- 6月24日（日）　栗原建設　☎25－6720
- 6月30日（土）　松原電化設備　☎62－1534

子育て家庭を応援します

子育て家庭を応援するための手当には児童手当のほかに、次のような手当があります。該当する人は早めに手続きをしてください。それぞれの手当には所得制限などの条件があります。詳しくは、問い合わせてください。

【児童扶養手当】

対象　母子家庭・父子家庭の保護者、または父母のいない児童の養育者（対象児童は18歳になって最初の3月まで）

支給月額　所得に応じて1世帯当たり9,780円～41,430円

【特別児童扶養手当】

対象　心身に障害がある児童（20歳未満）の保護者

支給月額　1級＝50,400円、2級＝33,570円

【ひとり親家庭等福祉手当】

対象　母子家庭・父子家庭の保護者、または父母のいない児童の養育者（対象児童は小・中学生）

支給月額　児童1人当たり2,000円

【交通遺児等福祉手当】

対象　交通遺児（中学生以下）および心身に障害がある児童（20歳未満）の保護者

支給月額　児童1人当たり2,000円

問い合わせ　児童家庭課（☎27－2750）・各支所住民福祉課

市・県民税 納税通知書を発送します

市民税課（☎(27)2717）

市・県民税は、毎年1月1日に住所のある市や県に、前年中の収入に応じて納める税金です。本年度の税額決定・納税通知書は、6月11日（月）に発送します。

市・県民税の納税方法は次のとおりです。

- 給与からの引き落とし＝6月から翌年5月までの12回
- 年金からの引き落とし＝年6回
- 納付書または口座振替での納付＝6月・8月・10月・翌年1月の4回

※特別な理由で納税が困難な人は、各納期限の7日前までに申請すると、市・県民税が減額または免除される場合があります。詳しくは問い合わせてください

【平成24年度所得証明書】

6月11日（月）から発行します。市・県民税を全額給与からの引き落としで納めている人には、すでに発行しています。

緊急災害情報のメールを携帯電話で受信できます

安心安全課（☎(27)2706）

本市では平成22年から、NTTドコモの緊急速報メールを活用した緊急災害情報配信サービスを行っています。6月から、auおよびソフトバンクの携帯電話に対しても同様のサービスを開始しました。対応機種や受信設定方法など、詳しくは各携帯電話会社ホームページで確認してください。

●緊急速報メールとは

気象庁が配信する緊急地震速報や、本市が配信する台風や大雨など緊急性の高い災害や避難情報などを、メールで一斉に送信するものです。申し込みは不要で、月額使用料・通信料は無料です。

境界杭や基準杭の保全・管理に協力を

土地改良課（☎(74)0873）

本市では、伊勢崎地区および赤堀地区のそれぞれ一部の地域で、平成元年度から「地籍調査事業」を順次実施しています。

この調査で隣接する土地との境界立会いをした際に設置・確認された境界杭や、土地の正確な位置を測量する際に利用する基準杭は、今後、土地の利用に役立つ大切なものです。

境界杭などを破損したり移動したりすると、個人で費用を負担して復旧することになります。境界杭などの保全・管理に協力してください。

募集

水道検針票　裏面広告欄の広告主を募集します

水道局総務課（☎(30)1230）

水道検針票の裏面を有料広告のスペース（1枠＝縦3・5センチ×横6・6センチ）として活用します。掲載期間は10月検針分から平成25年3月検針分までで、広告料は1枠当たり10万円です。最大で4枠を募集します。

申し込み　6月25日（月）までに水道局総務課にある申込書に必要事項を記入の上、直接水道局総務課へ

※申込書は市ホームページからダウンロードもできます